

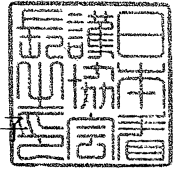
平成 21 年 11 月 13 日

厚生労働省老健局
老人保健課長 宇都宮 啓 殿

訪問看護推進連携会議

社団法人 日本看護協会

会長 久 常 節



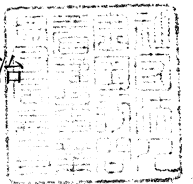
財団法人 日本訪問看護振興財団

理事長 清 水 嘉 与 子



社団法人 全国訪問看護事業協会

会長代行 伊 藤 雅 治



訪問看護事業所における人員基準の弾力的な運用に関する要望書

指定訪問看護事業所においては、看護職員の急な退職等によって人員基準 2.5 人を満たせなくなった場合、即座に事業所を閉鎖・休止せざるを得ない状況が生じています。

訪問看護の人材確保は非常に困難なことから、訪問看護に従事する看護職員は 2.7 万人と就業する看護職員総数 133 万人のわずか 2.1% に留まり、訪問看護の伸び悩みの一因となっています。また、約 4 割の訪問看護事業所では、人員不足を理由に新規利用申し込みに応じられなかった事例があります。超高齢社会を支える在宅療養の基盤整備を進めていくために、訪問看護事業所数の減少を防ぎ、安定的・継続的なサービス提供体制を整える必要があります。

つきましては、指定訪問看護事業所の人員基準の運用に関し、下記の事項について、ご検討・ご配慮賜りますよう強く要望いたします。

記

看護職員の急な退職等で指定訪問看護事業所の人員基準 2.5 人を満たせない場合には、人員欠如によって即座に事業所の閉鎖・休止につながることを防ぐよう、再び人員確保ができるまで 6 ヶ月間の経過措置を設けるなど、基準の弾力的な運用が図られるよう都道府県に対して周知すること

以上